

# 奨学金 返還支援制度

北杜市内に定住し、かつ、就業している方又は求職者等が返還している奨学金（利息相当額含む）の一部又は全部を助成します。

○就業している方（正規の職員及び従業員、パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託等の方、フリーランスを含む個人事業主、自営業者、事業専従者）

○求職者等（求職者及び専業主婦（主夫））

※北杜市に新たに住民票を移された方、住民票を置いたまま進学や就職等で市外に居住実態を移し、戻られた方が対象となります。

奨学金返還額 ※下記1の場合

年間上限

30万円×5年間

最大

150

万円

を支援します。

	就業の有無	就業地	助成対象経費	助成率	上限額	助成対象期間
1	あり	市内	申請日の属する年度中に助成対象者が返還した奨学金及び利息相当額	10/10	年額30万円	5年を限度
2		市外		1/2	年額10万円	
3	なし					

## 対象となる奨学金

### 対象となる奨学金

- \* 独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金・第二種奨学金
- \* 大学、都道府県並びに公益法人等が行う経済的事由により修学に困難がある者に対して貸与する学資

## 対象となる大学等

### 大学等

- \* 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校

## 助成対象者

- 1 助成金の申請日において、次のいずれにも該当する方が対象です。
  - \* 住民基本台帳に記録された方
  - \* 本市に5年定住を前提に、かつ、就業している方又は求職者等
  - \* 初回申請日において、本市に定住後1年以内であること
  - \* 初回申請日の属する年度の末日時点において35歳未満の方
  - \* 他の制度による助成金等を受けていないこと
  - \* 助成金交付決定の取消しを受けたことがないこと
  - \* 奨学金の返還及び市税に滞納がないこと
  - \* 自ら奨学金を返還していること
  - \* 暴力団に関係していないこと
- 2 国家公務員及び地方公務員として就業する方は除きます。

お問い合わせ

〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1

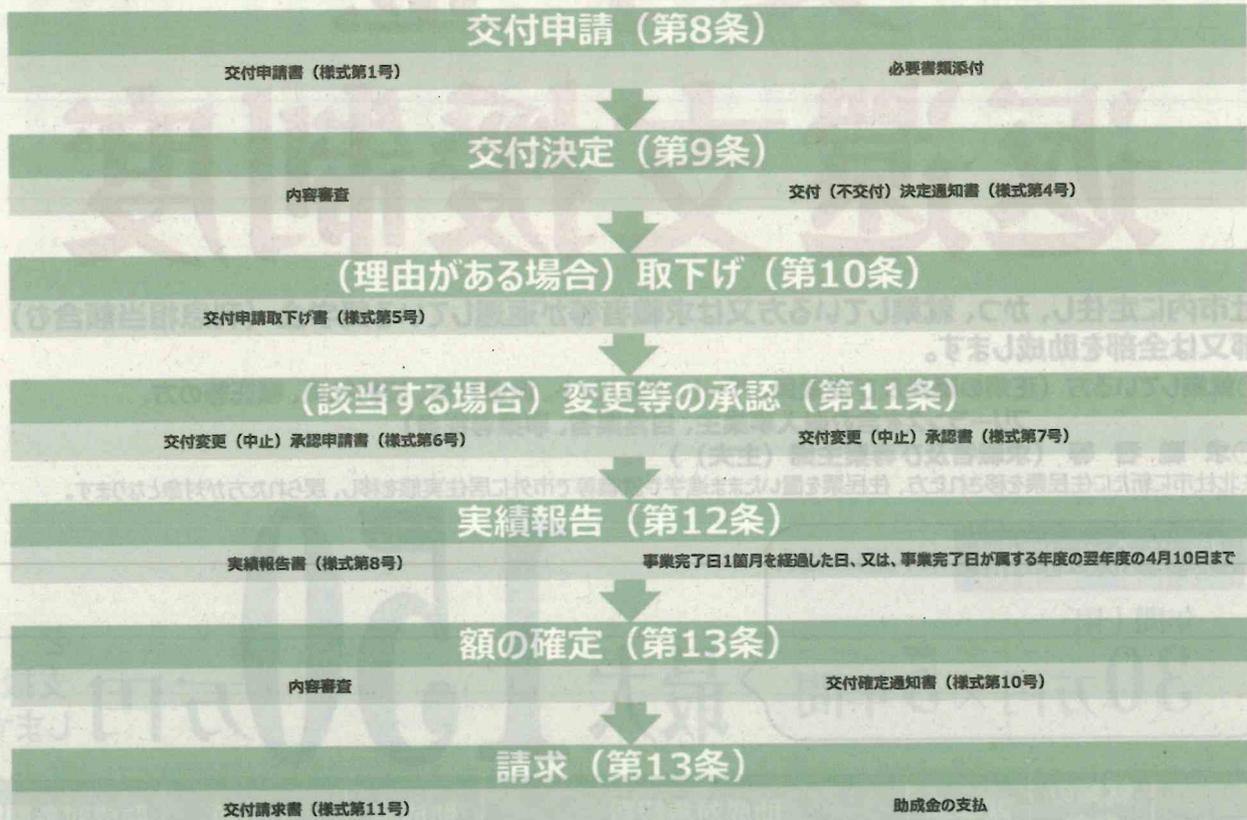
TEL 0551-42-1324

詳細はQRコードからアクセスしてください。



## 一連の 手続き

### 北中市奨学金返還支援事業助成金交付要綱



## よくある質問の回答

### 【対象要件等】

- ・嘱託等の等とは、いわゆる名ばかり正社員、家庭内職者、家政婦を想定しています。
- ・育児休業や介護休業の取得等の雇用されている場合の休暇は、内容等の変更手続きが必要ですが、助成金の額は変更になりませんが、正規雇用者から専業主婦といった変更等は助成金の額の変更になります。
- ・本市に既に住民票がある方の居住の実態を市外に移していたことを証するものは、次の例の他は、お問い合わせください。(例：借家の賃貸借契約書の写し、光熱水費支払請求書等の写し など)
- ・申請ができる期間は、住民票を異動した日、または、実態を移した日から1年以内となります。
- ・申請日の属する年度中に返還すべき奨学金の助成対象経費を証するものとは、本人口座から引き落としされた預金通帳の写し又は払込取扱票（振込通知書）となります。
- ・助成対象者が市内に定住した期間が1年に満たない場合及び助成金の額に変更が伴う場合の助成金の額を算定するときは、日割りせず月割りで算定します。後段における基準日は、毎月初日となります。
- ・市内、市外の就業、兼業については、どの仕事を本業としているかを総合的に判断します。

### 【対象外要件等】

- ・繰上返還した額、及び、返還期限猶予中の返還額は、助成対象になりません。
- ・初回に交付決定した年度から起算して5年を限度に助成金を受領した方が、転勤又は出向、転出、辞退など助成対象者の要件を満たさなくなり、再度要件を満たしたとしても、申請することはできません。  
(※ 初回に交付決定した年度から起算して5年を限度とする … 連続して5年のことで、通算して5回ではありません。)
- ・交付決定の取消となった場合は、その事実が判明した時点から、本市のルールに従って返還請求を行います。
- ・市内に住所を有し、山梨県内の大学等に進学された方は、対象になりません。
- ・本制度以外の奨学金返還支援を受けた額の残額を、本制度で支援することはできません。

### 【その他】

- ・国税庁の「学資に充てるための費用を支出したとき」の要件を満たす場合は、非課税となり得ます。